

議 事 録

令和 5 年度四万十町農業委員会 2 月総会

日 時 令和 6 年 2 月 2 8 日（水）午後 2 時 0 0 分 開議

場 所 窪川四万十会館 多目的室

日 程

- 第 1 指定第 21 号 会期の決定について
- 第 2 指定第 22 号 議事録署名委員の指名について
- 第 3 報告第 29 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- 第 4 報告第 30 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 5 報告第 31 号 非農地証明事務処理報告
- 第 6 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第 7 議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 8 議案第 41 号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第 9 その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 欠 席 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 欠 席 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 真弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠 席 | 26. 欠 席 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 欠 席 | 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 7 浜田 大彰 10 東出 一茂 25 常石 幸浩 26 甲把 雄 37 佐々木 通

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・坂東 恭平・山川 美恵

会長

皆さん、こんにちは。大変忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。季節の方もだいぶ暖かくなってまいりましたが、今朝も昨日も氷も霜もはっておりました。本当に、朝晩寒かったり、また日中は暖かかったりで体調の方もなかなか管理が難しいです。桜の方も開花の予報をネットで調べてみますと、例年より少し早いぐらいかなという形で載っておりました。季節がだんだん春になってきて、桜の季節になってきたという感じになってまいりました。

それと報告ですが、皆さんの任期が8月31日で終わり9月1日から新体制になるわけですが、3月13日から農業委員、推進委員の募集が始まります。約1ヶ月間、4月12日までということになります。まず皆さん方にできるだけ残っていただきまして、新体制になった時にスムーズに進めていきたいと思っています。どうしても代わらないといけないという方につきましては誰か推薦していただきまして、スムーズに委員さんが決まるように、色々のご協力の方よろしくお願いを致したいと思います。

地域計画目標地図の達成のための座談会が大方終わっています。そういう状況まで来ておりますが、我々農業委員会の方が目標地図を作らなきゃいけません。これは一筆ごと5年後、10年後、自分たちがその自分の農地をどう守っていくのかという意向の調査をしなくちゃなりません。今までやっておった、座談会の中では一筆ごとまではできておりませんので、新たに農業委員会から対象者に中山間直接支払い制度の協定に入っている方に、この調査用紙を送りまして書いていただくということになります。他の市町村に聞いてみましてもそういう形で、もう全部の農家に配って回答をいただくということは、なかなか不可能に近いということもありますので、四万十町もそういった中山間の組織に入っておって、実際自分が作っておる方に書いていただくようなことを4月以降に始めていきます。藤ノ川はもう先陣切って、試しにやってみるということでこの間やりました。一応全員の方に回答していただきました。いっぺん皆さんにも見てもらわないかと思いますが、回収をしてもらおうとか、どうしても分からない教えてくれと言った時には、またそれを指導していただくとか、そういった部分で皆さん方にお世話にならないかと思っています。これは5年、10年後の一筆ごとがどうなるのか、地図をしっかりと色分けしてやっていくこの段階での、どうしても必要な部分になっておりますので、これを来年の3月末までに国の方に報告を出さんといきません。皆さん方には色々のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

いよいよ田んぼの季節にもなりましたので、皆さんにはお体に気をつけて農作業の方も頑張っていたきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それではただ今より2月総会を開会したいと思います。

議長

ただ今から、令和5年度四万十町農業委員会2月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号17番 宮脇眞弓委員にお願いします。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

17 番 ～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員 ～ 朗 読 ～

議長 本日の会議に、7 番 浜田大彰委員、10 番 東出一茂委員、25 番 常石幸浩委員、26 番 甲把雄委員、37 番 佐々木通委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農業委員 17 名、推進委員 17 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

 本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

 それでは、議事に移ります。

 日程第 1、指定第 21 号「会期の決定について」を議題とします。

 お諮りします。令和 5 年度四万十町農業委員会 2 月総会の会期は、令和 6 年 2 月 28 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

 次に、日程第 2、指定第 22 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 5 番 濱田誠委員と 28 番 大西博之委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 29 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 29 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を報告します。議案書は、3 ページからです。

 件数は窪川地域の 3 件になります。

 借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

 番号 1 土地の所在地、金上野字ハゼガ小路 967 番、地目、田、面積、1,623 ㎡。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに令和 6 年 1 月 19 日です。解約した後は、耕作者が支援センターに相談しているとのことです。

 続いて番号 2 土地の所在地、若井字若松 1119 番、地目、田、面積、2,046 ㎡。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 4,149 ㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日は

令和 6 年 1 月 17 日、引渡年月日は令和 6 年 1 月 31 日です。この農地につきましては解約した後は別の方が耕作するそうです。

続いて番号 3 土地の所在地、西原字修正田 754 番、地目、田、面積、2,928 m²。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに令和 6 年 2 月 1 日です。報告時点ではまだ耕作者が決まっておりました。

説明は以上になります。

議長 報告第 29 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 29 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 30 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 30 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」 ご説明いたします。

議案書は、4 ページからです。

件数につきましては、窪川地域 2 件、西部地域 1 件の計 3 件になります。

なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、平串字三船田 426 番 13、地目、畑、面積 50 m²。

届出日、令和 6 年 1 月 29 日、届出事由、相続、あっせんについては、希望しないとなっております。

続いて番号 2 番 土地の所在地、興津字元地 3549 番、地目、田、面積 799 m²。他 7 筆あり、合計 8 筆、面積 6,291 m²です。届出日 令和 6 年 1 月 25 日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。窪川地域は以上です。

続きまして西部地域です。

番号 3 土地の所在地、相去字本田 828 番、地目、田、面積、600 m²。他 44 筆あり、合計 45 筆、面積 10,649 m²です。届出日 令和 6 年 1 月 10 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。以上です。

議長 報告第 30 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第 30 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 31 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 31 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたのでご報告いたします。

議案書 7 ページをご覧ください。

今月は窪川地域から 1 件、西部地域から 3 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。与津地字小野 695 番 1、地目、田、面積、738 m²、外 3 筆あり、合計 4 筆、面積、1,295 m²です。申請地は 20 年ほど前より耕作しておらず、現在は原野状態になっています。

令和 6 年 2 月 2 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

続きまして西部地域からです。

番号 2、添付資料は 3 ページから 5 ページをご覧ください。

土地の所在は、相去字石神名路 240 番、地目、畑、面積、91 m²。外 2 筆あり、合計 3 筆。面積、581 m²です。申請地は、15 年ほど前から耕作しておらず、原野や山林状態になっている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄されたため、農地への復旧ができない土地のため、非農地であると認め、令和 6 年 1 月 17 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

続きまして番号 3、添付資料は 6 ページから 7 ページをご覧ください。

土地の所在地は、大正字ヲモ田 1048 番 1、地目、田、面積、449 m²。申請地は、20 年以上前から建物が建築され、現在に至っており、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 6 年 1 月 16 日、担当委員さんと現地確認の結果非農地証明を発行しております。

番号 4、添付資料は 8 ページから 9 ページをご覧ください。

土地の所在地は、大井川字駄馬 785 番、地目、畑、面積、720 m²。外 2 筆あり、合計 3 筆。面積、1,638 m²です。申請地は、平成 10 年頃より不耕作となった為、同時期より隣接地の大井川住民センター敷地として利用している状況で、地目変更後、地縁団体に名義変更する予定となっております。

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 6 年 1 月 23 日、担当委員さんと現地確認の結果非農地証明を発行しております。

議長

報告第 31 号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長

特になければ、報告第 31 号は終わります。

議長

続いて、日程第 6 議案第 39 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 39 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。

議案書は 8 ページです。申請地の位置は添付資料の 10 ページからになります。件数につきましては窪川地域の 3 件、西部地域 1 件の計 4 件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、若井川字彦四郎 1884 番、地目、田、面積、1,814 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 2 番 土地の所在地、与津地字小野 1367 番、地目、田、面積、1,096 m²、他 1 筆あり。合計 2 筆、面積 3,557 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手側の要望です。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 3 番 土地の所在地、与津地字興野々 702 番 1、地目、畑、面積、581 m²、他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 836 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手側の要望です。申請地では野菜を栽培する計画となっております。

窪川地域は以上です。

続きまして西部地域です。

番号 4 番 土地の所在地、大正字神主屋敷 210 番、地目、畑、面積 74 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、野菜等を栽培する予定です。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第 39 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。 23 番 西内一隆委員。

23 番 番号 1 について 2 月 26 日に現地で譲受人と確認しました。現況地目は記載されているとおり田で、譲受人は父親と水稻を栽培する予定です。親族間の贈与でもあり、登記原因贈与による所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして番号 2 番 3 番を一括で。31 番 武市敏男委員。

31 番 2 月 24 日から昨日まで譲渡人、譲受人と電話で確認し、また、現地確認をそれぞれ行ってきました。この件について、譲渡人は現在、町外に住まわれており、佐川の老人ホームで生活されております。直接電話では確認が取れなかったもので、手続き等、娘さんが行っていたので電話等にて確認して、家土地等の売却を贈与にすることとなっております。2 番の件につきまして、田については譲受人になる方は現在この方の甥にあたり、贈与として渡したいと聞いております。譲受人は農地を

効率的に利用管理されておりまして、年間 150 日以上の農作業も確認がとれております。周辺農地等の管理も積極的に行っており、また近くイノシシ等の被害が多いのですが、周辺の草刈りや山刈りなどをしっかり行って、しっかりと山を管理していきたいと言っておりました。

3 番につきまして、現在この方は高知市内にお住まいなのですが、この春からこの地に移住を予定されております。また、この添付資料の住宅というところを買われておりまして、住む計画となっております。現在、譲受人と譲渡人は、面識等はないのですが、譲受人の妻の母がこの同地区に住まわれており、また、譲渡人との面識があり、手続き等もされておりました。譲受人は年間 200 日ぐらいの農作業を行いたいと聞いております。また、現在高知市内等でも、家庭菜園等で野菜を作ったりして、また移住しても、また子供たちと一緒に野菜等を作って、また家族と叔父、叔母と小売りも考えていると聞いております。現況、畑につきましては、現状草木等も生えておらず、除草シートでしっかりと覆われており、すぐにでも耕作ができる状況となっております。また、周辺への影響等もないと考えておりますので、2 番 3 番につきましては、特に問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号 4 番。15 番 竹内純委員。

15 番 4 番について説明をいたします。先だって譲受人と一緒に、農地の確認をしております。農地は畑と確認しました。また、譲受人は、農地を有効利用している方です。また本人は 150 日以上農作業に従事しているということで問題ないと思います。周辺農地にも支障は生じないと思います。また、以前からこの土地について、家庭菜園的に使って作っていたようです。よって、この件については問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第 39 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
27 番 市川正司委員。

27 番 新たに耕作面積が 0 の方が取得した場合に縛りのうちで 3 年 3 耕作というのがありますが、これは担当委員が追跡調査をせないかんものでしょうか。

議長 事務局。

事務局 今の段階ではその 3 年 3 耕作っていう縛りはない状況になってます。しかし、3 条の議案については、毎年農地パトロール等で見ていただけたらと思います。

議長 他に質疑等はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 39 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 40 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 40 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。
議案書 9 ページ、今月は窪川地域の 1 件です。
番号 1 番について説明します。添付資料は 14～15 ページです。
申請地は、2 筆。土地の所在 七里字漆ノ窪乙 10 番 1、地目、田、面積 160 m²。同所字同乙 10 番 4、地目、田、面積 172 m²。合計 2 筆 面積 332 m²の農地です。権利事由は、所有権移転の贈与です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。転用目的は、駐車場及び資材置場の新設です。転用理由は、仕事で使用する重機や車両の駐車場、及び資材置き場を新設するものです。農地区分ですが、申請地は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しています。転用計画につきましては、15 ページの土地利用計画図に示している形で、重機や車両の駐車場、土木工事用の型枠等の露店資材置場を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側は転用許可済の農地。令和 5 年 8 月 25 日付で県が許可しております。西側は県道、南側は宅地、東側は同意有の農地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については特に無く、整地のみの計画となっています。進入計画については、申請地西側の県道より直接進入します。進入路の取り合わせ工事は特にありません。排水計画についてですが、雨水のみで自然浸透とします。ほぼ現況の状態で使用することと、資金については不要となっています。説明は以上です。

議長 議案第 40 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。5 番 濱田誠委員。

5 番 番号 1 番について、譲受人から昨日確認してきました。譲渡人、譲受人の関係は親子になります。許可があり次第、着工することでした。計画面積の妥当性ですが、必要最小限で問題ないと判断します。周辺農地への影響も地図を見ていただ

いたらわかるように、両側が宅地になってますので、ほとんどないと考えます。
以上の結果、この所有権移転は問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第 40 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 40 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 41 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議案第 41 号 番号 13 番は、議席番号 29 番 石田芳秋委員が、番号 14 番及び 15 番は、議席番号 14 番 吉良榮委員が、それぞれ四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず、番号 1 番から 12 番までの審議、採決を行い、その後に 29 番 石田芳秋委員に退席していただき、番号 13 番の審議、採決を行います。さらにその後、14 番 吉良榮委員に退席していただき、番号 14 番と番号 15 番の審議、採決を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 41 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書は 12 ページからです。添付資料については 16 ページからになります。
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 6 年 3 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域 12 件、西部地域 3 件の計 15 件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、金上野字ハゼガ小路 969 番、地目、田、面積 1,586 m²です。設定は新規になります。期間は令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号 2 番 土地の所在地、東川角字伝正乙 1189 番、地目、田、面積 3,085 m²です。設定は新規になります。期間は令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日

までの5年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号3番 土地の所在地、奥呉地字新改288番1、地目、田、面積540㎡、他2筆あり合計3筆、面積2,650㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年3月1日から令和7年2月28日までの1年です。作物は山芋・水稻・ソルゴーを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号4番 土地の所在地、川ノ内字イセダ1108番、地目、田、面積3,231㎡、他5筆あり合計6筆、面積15,682㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号5番 土地の所在地、川ノ内字クボヤシキ162番1、地目、田、面積298㎡、他3筆あり、合計4筆、面積2,310㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年3月1日から令和7年2月28日までの1年です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号6番から11番までは設定を受ける者が一緒になります。まとめて説明します。

番号6番 土地の所在地、七里字山皇田甲1515番、地目、田、面積2,349㎡です。

番号7番 土地の所在地、影野字切石ケナロ354番1、地目、田、面積1,732㎡、他3筆あり、合計4筆、面積13,288㎡です。

番号8番 土地の所在地、仁井田字砂ヶ瀬1935番1、地目、田、面積1,620㎡、他1筆あり、合計2筆、面積3,560㎡です。

番号9番 土地の所在地、仁井田字砂ヶ瀬811番1、地目、田、面積593㎡です。

番号10番 土地の所在地、仁井田字砂ヶ瀬1933番1、地目、田、面積1,635㎡、他1筆あり、合計2筆、面積2,584㎡です。

番号11番 土地の所在地、仁井田字サンスケ1942番、地目、田、面積1,781㎡です。

番号6番から11番について設定は新規になります。

期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年です。作物については、番号7の1筆は生姜ですがその他はすべて飼料作物（ソルゴー）を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。窪川地域は以上です。

番号12番 土地の所在地、大井川字鷺ノ巣331番1、地目、田、面積、931㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和6年3月1日から令和8年2月28日までの2年になります。作物はセンブリを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。以上です。

議長

議案第41号について番号1番から番号12番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。20番 中城康子委員。

20番

番号1番について説明します。

借受人と貸出人ですが、24日に電話で連絡しました。新規の設定にはなっておりますが、すぐ近くで借受人は生姜を作っております、そこで病気がきた関係で、その下を借りています。新規の設定ですが、問題はないと思います。借受人は、農地を綺麗に管理して、草刈りなんかもよくしております。周辺農地に悪影響を与えることはないと思われます。農作業も150日以上従事しております。本年も1月4日から仕事しておりました認定農業者でもあり、地域の担い手となっておりますので、別にこの案件については問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、番号2番について。22番 西井健夫委員。

22番

2番の案件を説明したいと思います。26日に設定をする者と受ける者に対して聞き取り調査をしてまいりました。設定する人はもう76歳ということで、息子さんは会社勤めをしておりますので、農業は退職するまではやめたいということで、その近くで農業している設定を受ける者に対して作ってもらおうかと。設定を受ける者のお父さんが今苺と稲作をやってます。2年ぐらい前から時々家に帰ってきて、お父さんのところを手伝っていたそうです。今年からはもうその勤めもやめて、本格的にお父さんの後を継いで稲作をやって、イチゴも作って今年からハウスでピーマンもやるような予定を立てて今動いてるそうです。お父さんも81歳ということで、こういう若い人たちが帰ってきて、農業継いでくれることは非常に嬉しいことだと思ってます。今後、5年、10年は安泰やないかと思っておりますので、この案件に関しては特に問題はないと思います。

議長

続きまして、番号3番。28番 大西博之委員。

28番

先日、両者から聞き取りをさせていただきました。新規になっておりますけど、借受人がもう5、6年ぐらい前から、生姜を作っておりますここ最近2、3年安値が続きまして、もう生姜はやめるとということで、本当は返すつもりだったみたいですが貸出人の方が、なんとか耕作してもらいたいということで、ソルゴー、水稻、山芋を作るようです。特に問題はないと思います。以上です

議長

続きまして、番号4番、5番、6番を一括でお願いします。5番 濱田誠委員。

5番

番号は4番について、借受人から電話で確認を致しました。農地の状況は田であることを確認しております。借受人は、主に生姜をこの地域で耕作している地域の担い手でもあり、認定農業者でもあります。内容も利用集積計画の通りで新規の設定ですが、特に問題ないと思います。

続いて番号5番についてですが、借受人からお話を聞きました。農地の現状は田で、この添付資料では4枚になってますが、162-1と162-2で1枚、164-1と164-3が1枚で合計2枚の田になっております。借受人は認定農業者ではありませんが、水稻、生姜を耕作している地域の担い手です。

契約期間と賃貸料が皆さん気になると思うんですが、一年と安い金額になってま

すが、この地図を見ていただいたら、山に囲まれたすごい影地です。

それで、双方で話し合った結果、この年数とこの金額になったそうです。内容も利用集積計画の通りで新規の設定ですが、問題ないと判断します。

続いて番号6ですが、借受人から話を聞きました。農地は現状、田であることを確認しています。借受人は農業生産法人でもあり地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画の通りです。新規の設定ですが、何ら問題ないと判断いたします。以上です。

議長 続きまして、番号7番。28番 大西博之委員。

28番 浜田大彰委員がお休みしてますので話を聞いてますのでご報告します。両者よりお話を聞きました。新規になっていますが、実は今まで10年以上借受人が耕作しており、借受人の全部の圃場について権利権などを見直し確認をしていたところ、圃場については農業委員会を通しての賃貸をしたらどうかということになったそうです。どうもその当時、口約束でやっていたみたいな感じということです。それで、生姜に病気が出た場合なども牧草を植えたり、WCSで対応することもあり、補助金の絡みも出てくるかもしれないということで、今回両者の話し合いで利用権設定でしっかり決めておこうということです。特に問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号8番から番号11番まで一括で。8番 宮崎恵美子委員。

8番 8番から11番についてまとめて説明します。21日に借受人、貸出人に電話で確認を取りました。農地は、22日に行って確認してきました。借受人は認定農業者でもあり幅広く耕作されている方です。新規の設定ですが、だいぶ前から耕作されていたようです。特に問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号12番。34番 平野直人委員。

34番 番号を12番について借受人から確認しました。2月22日に現地確認と電話で確認をしました。現地確認の結果、悪影響を与えないことを確認しました。現場で確認したところ、利用集積計画のとおりです。借受人には、年間150日以上 of 農作業に従事していることも確認しました。新規ですが、問題はないと判断します。

議長 議案書41号 番号1番から番号12番について質疑を許します。質疑はありませんか。2番 掛水誠幸委員。

2番 資料の19ページを見てください。位置図ですが集成図と比べてもらったら位置図が農道をまたいだような形で位置図が入ってますので、たぶん上の方か下の方か位置図がずれるんじゃないかと思います。

事務局 この位置図については、だいぶ前の住宅地図をもとに書いたやつで実際はこの

位置で登記されていると思います。

議長 他に質疑等はありませんか。16 番 中原英昭委員。

16 番 確認なんですけど、6 番からずっとソルゴーって書いてるんですけど、これは、たまたま今年はソルゴー植えるだけで生姜の契約っていうことでいいんでしょうか。たまたま植えるやつをここに書いてもどうなんかなと思うんですけど、何に借りたんかっていうのは、生姜っていうことで認識したらいいのか。それともソルゴーを 5 年間植え続けるということなんですか。

議長 5 番 濱田誠委員。

5 番 おそらく 5 年間ソルゴーやと思います。僕が知っている限りでは、上に伸るのと一緒に下に根が伸びるので水はけを良くするために植えていると思います。

8 番 石田さんに聞いたけど、ソルゴー自体は大野見の酪農家の方が刈り取っている。今現在も刈った跡がありました。

議長 他に何かありませんか。6 番 下元誠一郎委員。

6 番 5 年ということですが、その前作に転作しちよつたら 6 年になるので、5 年ルールの水張りということが引っかかってくるんじゃないのかと思いますが、そこら辺のことを委員としても中山間はもらえるけど、転作金はもらえないということですね。そこら辺、委員としてもこれはどうかなと。そこら辺借受人もわかつちゅうかなとは思いますが。

8 番 仁井田の方の農地は水が来ない。水田にしたいけど。

議長 この 5 年に一度水張りも結構問題がありまして、これが本当に全部ができるのか強制的にせないかんのかどうかっていうのも、まだこうはっきりしないような状況があるようですが、一応そういうルールを国の方で決めておるようですが、実際、これからどうなっていくかよくわからないですが。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 41 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から番号 12 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 41 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から番号 12 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 13 番の審議を行いますので、番号 29 番 石田芳秋委員は退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局 番号 13 番 土地の所在地、仁井田字サンスケ 1940 番、地目、田、面積 2,528 m²です。設定は新規になります。期間は令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年です。作物は飼料作物を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

説明は以上です。

議長 議案第 41 号 番号 13 番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 13 について。8 番 宮崎恵美子委員。

8 番 13 番について説明します。先ほどと同じで 21 日に借受人に電話で確認し、22 日には貸出人に会って確認をしました。内容も、利用集積計画のとおりで、新規の設定ですけど、問題はないと思います。以上です。

議長 議案第 41 号 番号 13 番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 41 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 13 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第 41 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 13 番は、原案のとおり可決されました。
- 29 番 石田芳秋委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
- 議長 石田芳秋委員、番号 13 番は、原案のとおり可決されました。
- 議長 続いて、番号 14 番と 15 番の審議を行いますので、14 番 吉良榮委員は退席をお願いします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 14 番、土地の所在地、大井川字古駄馬 2844 番、地目、田、面積、492 m²。外 5 筆あり、合計 6 筆、面積が 3,304 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。
- 続きまして、番号 15 番、土地の所在地、大井川字鉢木 2811 番、地目、田、面積、993 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。以上です。
- 議長 議案第 41 号 番号 14 番及び 15 番について事務局の説明が終わりました。
- 担当委員の補足説明をお願いします。番号 14 番、15 番について。34 番 平野直人委員。
- 34 番 番号 14 番、15 番について借受人から確認しました。内容も利用集積計画の通りです。借受人は、150 日以上農作業に従事していることも確認しております。
- 新規ですが問題ないと判断します。
- 議長 議案第 41 号 番号 14 番及び 15 番について質疑を許します。質疑はありませんか。2 番 掛水誠幸委員。
- 2 番 資料の 55 ページ、57 ページをご覧ください。14 番については、14 番 15 番ともに水稻を作るようになっているようですが、田植え機がありませんが、どのような方法で田植えをしているかをお聞かせください。
- 13 番 作業委託で頼んでいます。
- 議長 他に何かありませんか。
- (「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 41 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 14 番、15 番
を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 41 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 14
番、15 番は原案のとおり可決されました。
14 番 吉良榮委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 吉良榮委員、番号 14 番、番号 15 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 その他の件について議題とします。
事務局ではありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
ご起立をお願いします。

議長 以上をもちまして、令和 5 年度 四万十町農業委員会 2 月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 40 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和6年 月 日

会 長 _____

署名委員 5 番 _____

署名委員 28 番 _____